平成２６年（フ）第７３２号
広島市東区牛田本町５丁目11番４号
債務者　有限会社プラネット
代表者代表取締役　舛長　義昭
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田かおり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午前10時
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６６号
愛知県豊橋市佐藤１丁目１番地の３　あさくらビル２階
債務者　株式会社ＲＯＫＫＡＫＵ
代表者代表取締役　原　　理雄
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚公美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月16日午前10時20分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１５３４号
愛知県春日井市高蔵寺町４丁目25番地の２
債務者　株式会社北野組
代表者代表取締役　北野　　理
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午後１時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０７号
福島県郡山市富田町字十文字27番地１
債務者　昌栄商事株式会社
代表者代表取締役　佐藤　武志
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午前11時
福島地方裁判所郡山支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第３２号
鹿児島県阿久根市脇本9185番地２　あいわの里、前住所鹿児島県日置市伊集院町妙円寺１丁目１番地１
債務者　上村　幸一
法定代理人成年後見人　上村　幸生
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河口友一朗
4　破産債権の届出期間　平成26年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
宮城県石巻市中里７丁目９番20号　サンライズ中里101号、前住所東京都文京区千石４丁目40番25号　筑波マンション
債務者　阿部　勝康
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　清則
4　破産債権の届出期間　平成26年11月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第５３８号
仙台市泉区将監４丁目29番13―302号、従前の住所仙台市泉区鶴が丘３丁目26番地の33
債務者　秋野　直敬
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田摩美子
4　破産債権の届出期間　平成26年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１８８号
奈良県橿原市常盤町45番地の15
債務者　森元　新悟
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田友里恵
4　破産債権の届出期間　平成26年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月22日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２０５号
青森市合浦２丁目12番６号
債務者　今井　紀代
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪原　　健
4　破産債権の届出期間　平成26年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１２号
青森市富田１丁目12番８号
債務者　花田　茂美
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乙山　直美
4　破産債権の届出期間　平成26年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４０号
石川県河北郡津幡町字庄ト68番地７　ホワイトコーポ101号
債務者　福田よゑ江
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北尾　美帆
4　破産債権の届出期間　平成26年11月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月９日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第７９号
石川県小松市島田町へ３番地１
債務者　旭　　忠志
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕介
4　破産債権の届出期間　平成26年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第２５０号
愛知県一宮市猿海道１丁目１番４号　サンライズマンション402号
債務者　藤田　恭二
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岡　大介
4　破産債権の届出期間　平成26年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月16日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第８０７号
千葉県船橋市若松１丁目１番21―302号
債務者　長谷川秀夫
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　　豊
4　破産債権の届出期間　平成26年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係